

経営安定化特別利子補給制度の概要

揮発油税等の暫定税率の廃止に伴う揮発油販売業者に対する緊急的な資金繰り対策として、運転資金の借入に係る利子の一部を補給する事業。

1. 受給申請者資格：次のいずれかに該当する中小企業の品確法登録揮発油販売業者

- 条件① 1企業あたりの令和7年11月の揮発油（Hガソリン及びRガソリン）又は軽油の仕入数量又は販売数量が、前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件② 1企業あたりの令和7年12月の揮発油（Hガソリン及びRガソリン）又は軽油の仕入数量又は販売数量が、前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件③ 1企業あたりの令和8年1月の揮発油（Hガソリン及びRガソリン）又は軽油の仕入数量又は販売数量が、前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件④ 1企業あたりの令和7年11月から令和8年1月までの3か月のうち、いずれか2か月間の揮発油（Hガソリン及びRガソリン）又は軽油の仕入数量又は販売数量の合計が、前年同期に比べ2%以上減少していること。

2. 借入条件：①資金用途：運転資金

- ②借入時期：令和7年11月13日から令和8年6月30日までの借入
- ③借入方式：証書貸付方式
- ④償還方法：元金均等償還方式
- ⑤据置期間：2年以内
- ⑥借入上限：なし
- ⑦借入期間：7年以内

※令和7年11月13日以降、交付決定前に既に借り入れたものも対象。

※既に借入れしている場合は、実行報告書も提出。（金銭消費貸借契約証書の写し及び返済計画一覧表の写しを添付）

3. 利子補給条件：①補給率：借入利率（上限：3%）

- ②補給期間：5年以内
- ③対象限度額：1SSあたり1,000万円。

ただし、複数SS運営事業者の場合、2SS以降は1SSあたり500万円（**1企業あたりの上限5,000万円**）

※計算式：1,000万円＋500万円×（SS数－1）

- ④補給額：上記補給率に基づいて算出した額

4. 利子補給金の交付：借入れ後、半年間又は1年間に支払った利子に対して、借入日の半年後又は1年後の応答月の3ヶ月後の月末までに交付（年2回又は1回）。

5. 受付期間：令和8年4月30日まで。申請は1企業1回限り（1申請1借入）。

6. 申請回数：1事業者1回を限度とする